

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○家畜伝染病検査の命令..... (畜産振興課)	18
○特定調達契約に係る入札の公告..... (技術普及課)	18
○土地改良法による道管換地計画の決定..... (農業施設管理課)	19
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	19
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	20
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	20
○特定調達契約に係る入札の公告.....	21
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	22
○特定調達契約に係る入札の公告.....	23

告示

北海道告示第661号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成29年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
釧 路 町 平成29年12月11日から平成30年1月31日まで
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、

又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

4 実施の方法

- 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第662号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量 高压洗浄機本体及び付属品 26台
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 納入期日 平成30年3月30日（金）
- 納入場所 網走市南4条東2丁目10番地 オホーツク網走農業協同組合

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年11月22日（水）から同年12月1日（金）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部生産振興局技術普及課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局技術普及課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局技術普及課（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局技術普及課）

(2) 入札日時 平成29年12月4日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月4日（月）午後10時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成29年6月30日付け北海道告示第416号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gif/index.htm>）においてダウンロードできる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道農政部生産振興局技術普及課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5379

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : High-pressure washing machine body and accessories 26 units

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 4, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., December 4, 2017)

C Contact : Agricultural Technologies Dissemination Division, Bureau of Production Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5379

北海道告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新十津川町新西部地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成29年11月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに稚内市役所及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

ア 氏名 株式会社北興機材

イ 住所 函館市鍛冶2丁目18番12号

(2) 1の(2)及び(3)

ア 氏名 有限会社函館サンエー機材

イ 住所 北斗市本郷2丁目18番19号

4 落札金額

(1) 37円

(2) 37円

(3) 37円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成29年9月5日付け北海道渡島総合振興局告示第119号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年11月21日

北海道教育庁石狩教育局長 馬橋 功

- 1 資格及び調達をする物品等の種類
- 平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契約 平成29年11月21日に一般競争入札の公告を行う石狩管内道立学校で使用する電力の需給契約
- (2) 資格 石狩管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第144号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年11月21日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) 粒状凍結防止剤（（混合塩化物）事業課A及び松前出張所） 630,000キログラム
- (2) 粒状凍結防止剤（（混合塩化物）事業課B及び江差出張所） 663,000キログラム
- (3) 粒状凍結防止剤（（混合塩化物）事業課C、八雲出張所及び今金出張所） 672,000キログラム
- 2 落札を決定した日
平成29年10月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年11月21日（火）から同年12月20日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第126号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年11月21日

北海道教育庁石狩教育局長 馬橋 功

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

石狩管内道立学校で使用する電力

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 55校 合計6,810kW |
| イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） | 55校 合計14,875,700kWh |

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁石狩教育局告示第125号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成30年1月11日（木）午前10時（送付による場合は、同月10日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://>

www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額の合計額。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5872

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Ishikari Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 6,810kW
b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 14,875,700kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 11, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 10, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549
Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年11月21日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成29年11月21日に一般競争入札の公告を行う胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約
(2) 資 格 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を1年以上行った者
(2) 契約の開始日から送電をすることが可能である者
(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年11月21日（火）から同年12月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電 話 番 号 0143-24-9889

北海道教育庁胆振教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年11月21日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

胆振管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 22校 合計1,743kW

イ 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 22校 合計3,650,100kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁胆振教育局告示第34号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室(送付による場合は、郵便番号051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室)

(2) 入 札 日 時 平成30年1月15日(月)午前10時30分(送付による場合は、同月12日(金)午後5時まで)に必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の可否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

ウ 電 話 番 号 0143-24-9889

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Iburi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,743kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,650,100kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January 15, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 12, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9889
